

# 平成30年度第1回北海道男女平等参画審議会 議事概要

## I 日時及び開催場所

平成30年6月12日(火) 10:30~12:00  
北海道庁赤れんが庁舎 2階1号会議室

## II 出席者

別添出席者名簿のとおり

## III 内 容

### 1 開 会

- ・挨拶：北海道環境生活部くらし安全局長 堀本 厚
- ・議事に先立ち、事務局より、委員の出席状況について、15名中12名が出席していることから、審議会の開催要件を満たしている旨の報告があった。

### 2 議 題

#### (1) 報告事項

##### ア 第3次北海道男女平等参画基本計画の策定について

- ・事務局から、資料1-1及び資料1-2に沿って、本年3月に策定した「第3次北海道男女平等参画基本計画」の概要について説明を行った。
- ・委員から質問、意見等はなし。

##### イ 北海道男女平等参画推進条例第18条及び第20条に基づく申出について

- ・事務局から、補足資料、資料2-1及び資料2-2に沿って、条例第18条に基づく知事への申出及び同第20条に基づく北海道男女平等参画苦情処理委員への申出の概要と、申出件数等の統計データ、平成29年度における北海道男女平等参画苦情処理委員の活動状況について説明を行った。

#### 【質疑】

- ・〔水野委員〕苦情処理委員への申出件数について、平成23年度以降、ゼロが続いているが、実態と合わないのではないかと。昨今の状況からすると、件数をもっと出てくるように思われる。
- ・〔事務局〕ご意見はもっともなことと思う。道の他にも、さまざまな相談機関があるため、申出が少ないと考えているが、制度があまり知られていないと感じる部分もあるので、さまざまな機会や媒体を通じて周知を図ってまいりたい。

##### ウ 配偶者暴力(DV)に関する北海道の状況について

- ・事務局から、道内の配偶者暴力相談支援センター、北海道警察本部や民間シェルターなどの関係機関における相談件数や、配偶者暴力被害者の一時保護の状況、配偶者暴力に関する北海道の取組について、資料3に沿って説明を行った。

#### 【質疑】

- ・〔佐藤委員〕全国の配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数はやや減っている一方、道内においてはほぼ高止まりで推移し、増減がそれほどないというのには何か理由がある

のか。

- ・〔事務局〕全国の件数については、平成27年度と28年度とを比較した場合は確かに減っているが、平成24年度以降を見ていただくと、全国の件数も増加傾向にある。なお、数字だけ見ると、全国に比べて北海道は配偶者暴力相談支援センターへの相談件数が若干少なく、民間シェルターへの相談件数が多いというのも要因の一つかと思う。また、増加率を見た場合、道内の配偶者暴力相談支援センターへの相談件数と関係機関での相談件数を合計した件数は、全国と同じ傾向にある。
- ・〔佐藤委員〕北海道の場合、支援センターよりも警察本部へ相談することが多くなっているのではないかと思う。そういう傾向が現れているということなのか。
- ・〔事務局〕北海道に限らず、全国的にも警察への相談件数は増えている傾向にある。
- ・〔山崎委員〕都道府県による支援内容の格差によるところが非常に大きいと感じている。北海道や札幌市に関しては、DV施策に力を入れており、支援の手厚さが数字にも出ていると感じている。

#### エ 男女間における暴力に関する調査報告について

- ・事務局から、内閣府男女共同参画局が平成30年3月に公表した「男女間における暴力に関する調査報告書」の概要について、資料4に沿って説明を行った。

#### 【質疑】

- ・〔山崎委員〕被害は増えているのに保護件数が減っていることについて、北海道ではどのように分析されているのか。私が民間シェルターの運営を行っていて感じるのは、携帯電話を預けなければならないなど、いろいろな規制があるからという理由であり、その他に、北海道として減っている要因について考えるところがあれば教えていただきたい。
- ・〔事務局〕前回調査より被害経験者数は確かに増えている。理由は不明であるが、前回調査だけ被害経験者数の数字が低かったということはあると思っている。一時保護の人数が減っている理由は道でも不明という状況である。

#### (2) 諮問

第4次北海道配偶者暴力防止及び被害者保護等・支援に関する基本計画の策定について

- ・知事から本委員会会長あてに、本年度中に新たに「第4次北海道配偶者暴力防止及び被害者保護等・支援に関する基本計画」を策定するに当たり、計画に盛り込む基本的な事項について審議会の意見を求める旨の諮問を行った。
- ・続いて、事務局から、資料5に沿って、改めて諮問の趣旨、現行計画策定の経緯、計画策定の進め方等について、説明を行った。

#### 【質疑】

- ・〔竹内委員〕専門部会の開催は何回を想定されているか。また、専門部会での検討結果をこの審議会へ報告することになると思うが、それは10月に予定している次回の審議会の際に併せて行うのか、教えていただきたい。
- ・〔事務局〕専門部会については、7月から9月までの間で2回開催したいと思っている。議論いただいた結果は、10月の審議会の際に部会から報告をいただきたいと思っている。

#### (3) 審議事項

専門部会の設置について

- ・事務局から、資料6に基づき、専門部会に係る設置の根拠、設置の理由、構成、開催スケジュー

ール等について説明を行った。

- ・続いて、広瀬会長から、「北海道男女平等参画推進条例」第30条の規定に基づき、専門部会の部会長及び委員を次のとおり指名した。

専門部会委員：酒井委員、佐藤委員、竹内委員、山崎委員、広瀬会長

専門部会部会長：山崎委員

- ・委員からは意義、意見等はなし。

#### (4) その他

- ・佐藤委員から、日本BPW連合会で取り組んでいる「イコール・ペイ・デイ」について、資料に基づき以下の説明があった。
- ・「イコール・ペイ・デイ」は、男性労働者の1年分の賃金と同じ額を女性労働者がどれだけの期間働けば得られるかを表す、男女の賃金格差を「見える化」する活動である。
- ・日本の場合、女性が男性の1年分の賃金と同額を手にする日は、1年を超えて翌年の4月6日であった。厚生労働省の賃金構造基本統計調査による2017年の正規労働者の平均賃金により算出している。賃金格差の理由は、ライフサイクルに応じたキャリアの中断や、それによる勤続年数、いわゆる「ガラスの天井」の問題など、様々な理由があるものと考えられる。
- ・都道府県別のデータもあり、北海道は全国平均よりやや早い3月28日であるが、都道府県別の状況というのは単に女性の賃金が高いからということではなく、男性の賃金が全国平均に比べて低い、あるいは男女ともに低い場合という状況によることもあるため、一概に比較することはできないと言われている。
- ・単なる賃金闘争ということではなく、まずはこうした状況をご認識いただければと思う。

#### 【質疑】

- ・〔竹内委員〕素朴な疑問として、男女でこれほどの格差があるのかと思う。同じ正規労働者で、賃金格差が26.65パーセントもあるのは本当なのか、わからない点が多いので教えていただきたい。
- ・〔佐藤委員〕初任給にはそれほど違いはないが、どんどん格差が開いていくという状況がある。勤続年数や役職の問題もあるが、これが実態であるということでご覧いただければと思う。
- ・その他、事務局から、今後の予定について、次回審議会は10月に、専門部会は7月に第1回目を開催することとし、後日日程調整を行う旨、説明があった。

### 3 閉 会

以上